

指導普及委員会
北海道カーリング協会公認指導者等の会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は北海道カーリング協会指導者等の会と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員の資質向上と親睦融和を図るとともに、北海道カーリング協会（以下、道協会）の活動に寄与する事を目的とする。

(事務局)

第3条 本会は指導普及委員会が担当し、必要な書類等は北海道カーリング協会事務局（以下、事務局）に保管する。

第2章 組 織

(構 成)

第4条 本会は北海道カーリング協会員（以下、協会員）で以下の資格取得時に自動入会となり以下をもってこれを構成する。

- (1) 日本カーリング協会公認審判員
- (2) 日本体育協会公認指導員および上級指導員
- (3) 日本カーリング協会公認準指導員
- (4) 入会を希望する協会員

(役 員)

第5条 本会は役員等は置かず実務は指導普及委員会が担当する。

(退 会)

第6条 次の時は本会を退会になる。

- (1) 北海道カーリング協会を退会した者。（本会だけの退会は認めない）
- (2) 第4条（1）～（3）の資格を返上または失った者。
- (3) 3年間本会の会費を未納の者。

*ただし施行時、移行処置として平成25年度末で3年間未納者のうち平成26年度中に未納会費全額を納めた者は会員資格を継続する。
（移行処置は1年間とする）

第3章 事業および会議

(事業)

第7条 本会は第2条の目的を達成する為に、次の事業を行なう。

- (1) 会員の資質向上に関わる事業。
- (2) 公認指導者等研修会の開催。
- (3) 公認指導者だよりの発行。
- (4) 会員相互の親睦融和を図る事業。
- (5) その他必要と認められる事業。

(会議)

第8条 必要事項の検討および決議は指導普及委員会で行なう。

第4章 会計

(会計)

第9条 本会の会計は北海道カーリング協会の会計に含まれる。従って会計に関する事務は事務局が行なう。

(経費)

第10条 第7条の事業に伴う経費は会員の会費および参加費で賄う。

(会費)

第11条 会費は年額下記の通りとする。

- (1) 一般会員 5,000円
- (2) 学生会員 1,000円

第12条 会費の納入は定期総会終了後、後日事務局よりの案内に基づき行なう。

第13条 第6条規定により、退会時未納の会費が有る時は全額徴収する。

第14条 会費の改定は指導普及委員会が行なう。

第5章 その他

第15条

- (1) 道協会に第4条(1)～(3)の有資格者の推薦を求められた時は、本会員を優先的に推薦する。
- (2) 北海道カーリング協会長は非会員を協会推薦しない。

第16条 会則の改廃は指導普及委員会が行なう。

【制定】平成26年8月2日